



三重県公報

令和7年10月21日（火）

第 662 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
674	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（ 健 康 推 進 課 ）	2
675	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（ 障 が い 福 祉 課 ）	2
676	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	（ 同 ）	2
677	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	（ 防 災 砂 防 課 ）	3
678	土砂災害警戒区域の指定	（ 同 ）	3
679	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 同 ）	3
680	同伴	（ 同 ）	5
681	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ 同 ）	6
	公 告		
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	6

告 示

三重県告示第 674 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	令和 7 年 10 月 1 日
薬局	スギ薬局 亀山栄店	亀山市栄町 1488 番地の 214	令和 7 年 10 月 1 日
薬局	調剤薬局アカツカ 半田店	津市半田 202-4	令和 7 年 10 月 1 日
薬局	さくらぎ薬局	伊勢市桜木町 85 番地 160	令和 7 年 10 月 1 日
薬局	かしわの薬局	伊賀市柏野字西沖 607-1	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護リハビリステーションはあちゃん	桑名市大字江場 718 番地 1	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションスマイル津	津市柳山津興 369-66	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護	笑顔の街訪問看護ステーション	松阪市鎌田町 403 番地 9 松相ハイツ 102 号室	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション きりん	志摩市磯部町穴川 1669	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 675 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医 療 機 関 の 称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	調剤薬局 花みかん	南牟婁郡御浜町阿田和 6066-2		薬局	令和 7 年 9 月 1 日
薬局	調剤薬局花みかん つるこ店	南牟婁郡紀宝町成川 44-1		薬局	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーションスマイル津	津市柳山津興 369-66		訪問看護	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護	訪問看護リベル 四日市	四日市市赤堀南町 2-25		訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護	訪問看護リベル 四日市あさけ	四日市市下さざらい町 11-8		訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日

三重県告示第 676 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から所在地の変更の届出がありました。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			
薬局	フラワー薬局中部店	四日市市中部 8-15	四日市市中部 6-7		薬局	令和 7 年 9 月 1 日
薬局	阪神調剤薬局 鈴鹿北玉垣店	鈴鹿市北玉垣町西浦 823 番地 3	鈴鹿市北玉垣町西浦 823 番地 8		薬局	令和 7 年 8 月 1 日

訪問看護	訪問看護ステーション シェルホーム	四日市市新正1丁目 8-18	四日市市泊山崎町 10-1		訪問看護	令和 7 年 9 月 1 日
訪問看護	芹の里 訪問看護ステーション	津市久居井戸山町 747 番地の 4	津市久居井戸山町 707 番地の 3		訪問看護	令和 7 年 10 月 1 日

三重県告示第 677 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県伊賀建設事務所及び名張市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称
丸之内南地区急傾斜地崩壊危険区域
- 区域の所在地
名張市丸之内
- 区域の土地の表示
名張市丸之内 80 番 3 の一部、84 番 2 の一部、84 番 3 の一部、85 番の一部、86 番 1 の一部、86 番 11 の一部、88 番 1 の一部、88 番 7 の一部及び 89 番 1 の一部の土地

三重県告示第 678 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川口 1	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流
川口 4	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 679 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
三津 1	伊勢市二見町三津 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒瀬 1	伊勢市黒瀬町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒瀬 2	伊勢市黒瀬町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒瀬 3	伊勢市黒瀬町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

黒瀬 4	伊勢市黒瀬町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鹿海 7	伊勢市鹿海町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勢田 11	伊勢市勢田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勢田 12	伊勢市勢田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 9	伊勢市宇治浦田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 10	伊勢市宇治浦田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治浦田 11	伊勢市宇治浦田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 5	伊勢市宇治今在家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 6	伊勢市宇治今在家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 7	伊勢市宇治館町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 8	伊勢市宇治館町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 1	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠部 2	伊勢市楠部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一字田町 7	伊勢市一字田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
円座 1	伊勢市円座町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 5	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 6	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 7	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 8	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 9	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 13	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 10	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 11	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 12	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神菌 14	伊勢市神菌町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
津村 1	伊勢市津村町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 11	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
円座 2	伊勢市円座町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

宇治 9	伊勢市宇治今在家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宇治 10	伊勢市宇治今在家町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 14	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 15	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 16	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 17	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 19	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 20	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 21	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 22	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 23	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野 24	伊勢市上野町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 680 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条に規定する衝撃に関する事項
川口 11	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 12	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 13	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 14	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 15	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 16	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗原 8	度会郡度会町栗原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 7	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷 8	度会郡度会町中之郷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日向 2	度会郡度会町日向	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
小川 5	度会郡度会町小川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
火打石 2	度会郡度会町火打石 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
駒ヶ野 1	度会郡度会町駒ヶ野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 2	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川口 3	度会郡度会町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び度会町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 681 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
新村Ⅰ	伊勢市小俣町及び度会郡玉城町世古 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 28 年 4 月 22 日
新村Ⅱ	伊勢市小俣町及び度会郡玉城町世古 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 28 年 4 月 22 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所、伊勢市役所及び玉城町役場に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（3 級基準点測量及び 4 級基準点測量）
- 作業期間
令和 7 年 10 月 6 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 作業地域
北牟婁郡紀北町島原

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
